

平成 30 年度
エコリース促進事業

補助金申請の手引き

平成 30 年 4 月

一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会

平成 30 年度エコリース促進事業 補助金申請の手引き
目次

1. 事業の目的

2. 制度の概要

- (1) 制度内容
- (2) 補助金交付の仕組み
- (3) 補助対象となるリース契約
- (4) 補助対象となるリース先
- (5) 補助対象となる低炭素機器
- (6) 補助金交付対象者
- (7) 申込期間
- (8) 予算額
- (9) 補助率
- (10) 補助対象となる低炭素機器の設置完了予定日

3. 補助金交付申請の手続き

- (1) 申請及び問い合わせ先
- (2) 受付期限
- (3) 補助金申込の受付方法
- (4) 補助金の振込口座
- (5) 補助金の交付日程
- (6) 申請手続きの流れ
 - A. 本事業開始時点での手続きについて
 - B. 補助金申込申請について ～リース契約締結前～
 - C. 補助金交付申請について ～リース契約締結後～
 - D. 補助金交付後のリース契約に係る報告事項について ～リース契約期間中～
 - E. 補助金の返還事由について ～補助金交付決定以降、リース契約期間中～
 - F. 指定リース事業者の事情の変更について
 - G. 申請書類等の保存義務について

4. その他

1. 事業の目的

リース料の低減を通じ低炭素機器の普及を促進することによって、地球環境の保全に資することを目的としています。

2. 制度の概要

(1) 制度内容

環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の4%以下の補助金を指定リース事業者に対して交付します。

但し、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）に署名している時は、次に掲げる低炭素機器を導入する場合に、その補助率を1%上乘せします。

（上乘せ前の補助率が2%の機器）

高効率電動機、高効率変圧器、高効率切削加工機、高効率研削盤、高効率特殊加工機、高効率液圧プレス、サーボ駆動式機械プレス、高効率鍛造機、省エネルギー型ダイカストマシン

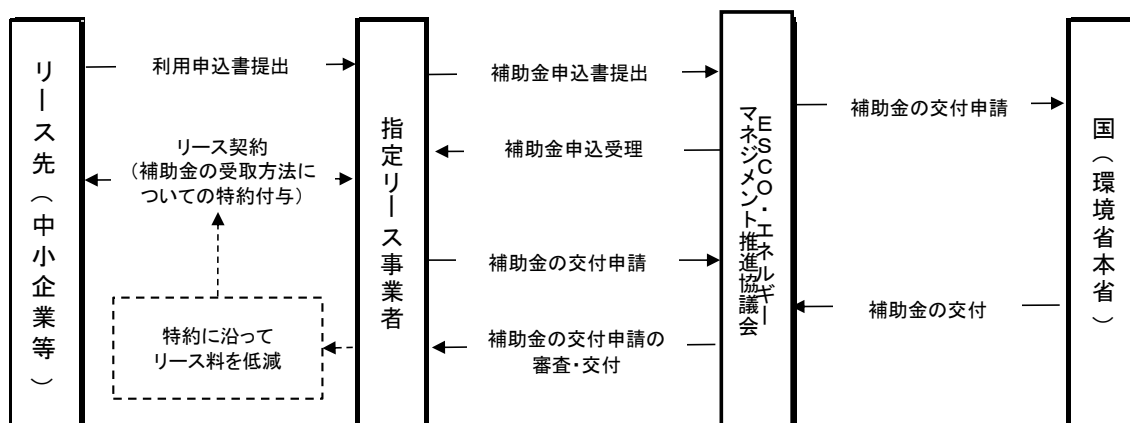
（上乘せ前の補助率が4%の機器）

太陽光発電設備、風力発電装置、水力発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、熱電併給型動力発生装置、高効率業務用厨房機器、高効率業務用エアコンディショナー、氷蓄熱式空気調和機、高効率業務用冷凍冷蔵庫、高効率ショーケース、高効率ガスエンジンヒートポンプ、高効率業務用ガス給湯器、高効率照明器具、燃料電池設備、発光ダイオード照明装置

また、次に掲げる契約のいずれかに該当する場合には、リース料総額の10%を助成します。

- ・岩手県、宮城県若しくは福島県（以下「東北三県」という。）のいずれかに本店所在地を有する法人又は住民票に記載された住所を有する個人をリース先として締結されるリース契約
- ・東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するためのリース契約

(2) 補助金交付の仕組み



- ・一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）は、「平成 30 年度エコリース促進事業費補助金」の補助事業者となっています。

(3) 補助対象となるリース契約（交付規程第 3 条関連）

本事業の補助対象となるリース契約の要件は以下の通りとなります。

- ・環境省が定める基準を満たす低炭素機器（後記 2.（5））を使用させる契約であること。
- ・補助金予定額の全額（補助金がない際の総リース料の 5%以下（東北三県は 10%）がリース先のリース料低減につながっている旨の特約が締結されている契約であること。（補足 1）
なお、リース先に対するリース料への補助金の還元はリース料支払期間内に終了するものとし、かつ 1 年間に最低 4 回以上の還元を行う必要がある（指定リース事業者が補助金交付を受けた後、すみやかに補助金全額をリース料に一括で還元させる場合は除く）。（補足 2）
- ・リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- ・ファイナンスリース取引であること。
- ・対価が低炭素機器の取得価額、利子、固定資産税等、損害保険料、残価設定する場合の残価額及び手数料の額等の合計額となる契約であること。
なお、メンテナンス費用、リース物件のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額等は含まれない（補助対象外）。
- ・リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数（法定耐用年数）の 70%以上(10 年以上は 60%以上) の契約であること。ただし、リース期間が 3 年以上の契約であること。
- ・リース料支払い期間中について 1 年間に 4 回以上の均等分割払いとなっている契約であること。ただし、リース料支払期間が 3 年以上の契約であること。
※分割による端数は、初回又は最終回の支払金額で調整することとする。
- ・日本国内に低炭素機器を設置する契約であること。

- ・中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと。
- ・国による、他の機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。
※経済産業省の低炭素リース信用保険制度（以下「リース信用保険」という。）との併用は可能。
- ・親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと及び連結財務諸表の対象となる企業（持分法適用会社を含む。）のグループ間の契約でないこと。（補足3）
- ・日本円建ての契約であること。
- ・リース期間を通じて契約が継続していること。
- ・1 リース契約の2.（5）の低炭素機器部分の総リース料の金額については、上限は2億円以下、下限は65万円以上とする。

（補足4）

※補助対象機器と補助対象外機器の両方を含むリース契約については、補助対象機器のリース契約のみが補助対象となるため、個別機器毎のリース料の内訳を明示することが条件となる。なお、内訳の明示が出来ない場合は、対象機器のみからなるリース契約をもって補助金申請を行う必要がある。

また、補助対象機器と補助対象外機器の両方に係る共通費用等が含まれる場合は、当該共通費用はリース料又は取得価額で按分すること。

※購入選択権付リースについてはリース料のみを対象とし、残価部分を含まない。

※1社当たりの上限額の設定は行わない。ただし、同時期の同一物件への設備投資に対してリース契約を分割するといった事例では、うち2億円を上限に補助対象とする。

（補足1）補助金によるリース料低減の特約について

- ・書式は、リース契約書での特約追記方式、別冊方式は問いません。
- ・特約書以外に覚書等の名称でも構いません。
- ・以下は特約書の文案の参考例となります。

①リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させる場合：

「当該リース契約についてエコリース促進事業費補助金が交付された場合には、乙（リース事業者）は当該補助金●●円を支払リース料に均等に分割し、支払毎に●●円を充当します。なお、補助金交付額に変更があった場合には、変更契約を締結するものとします」

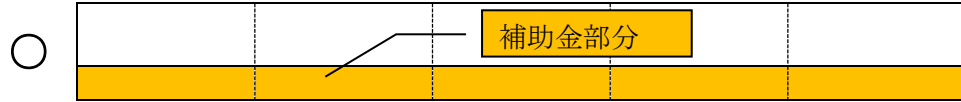
②補助金をリース先に一括で渡す場合：

「本リース契約についてエコリース促進事業費補助金が交付された場合には、
・・・、当該補助金額を乙（リース事業者）が交付を受けた後速やかに（又は補助金交付の翌月末に）甲（リース先）に支払うものとします」

（補足2）補助金のリース料低減への還元方法、期間について

リース料支払期間を5年とした時、

目
契約時 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目



補助金のリース料低減への還元は、上記の通りリース料支払い期間中に行う必要があります。また、前倒しして当初に一括して補助金を還元することは問題ありません。

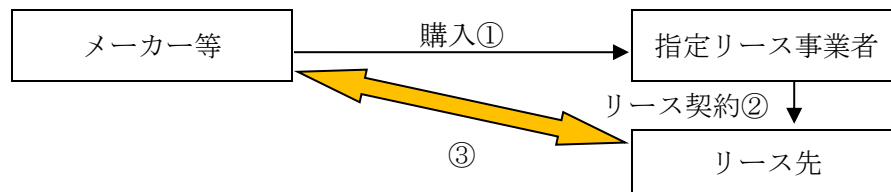
なお、毎回のリース料支払いに合わせた還元又は当初での一括還元のいずれかのケースが多いと考えられますが、リース料支払い時期とは別に補助金を複数回に渡り還元する場合には、その還元回数は1年間に最低4回以上行う必要があります。

契約時 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目



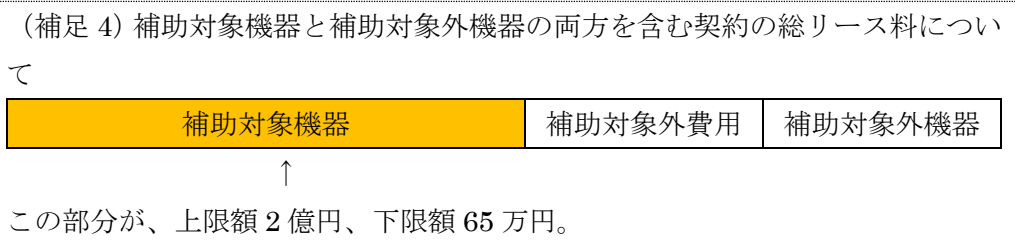
前掲のように補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に片寄る等、リース先に不利となるような還元方法は認められません。

(補足3) 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約について



今回、補助の対象外としているグループ間リース契約は、上記のうち②と③の関係を指しています(①については問題ありません)。

ここで補助の対象外となるメーカー等とリース先、指定リース事業者とリース先の契約には、両者が直接の親子会社の関係、関連会社の関係であること及び、連結財務諸表の対象となる企業のグループ間の契約も含む。



(4) 補助対象となるリース先 (交付規程第 3 条関連)

本事業の補助対象となるリース先の要件は以下の通りとなります。

- ・対象リース先は、中小企業、個人事業主等とする。

なお、中小企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

- ①資本金基準とし、中小企業は資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社法上の会社。
- ②医療法人等で常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの (医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいう)。(補足 5)

※その他の資本金又は出資の定義がない法人については補助対象外。

※個人については、本事業により導入する低炭素機器を事業の用に供する場合は個人事業主として取り扱う。なお、それ以外は家庭 (個人) として取り扱う。

また、再生可能エネルギー設備等のように建物等に搭載する低炭素機器を、住居と事業者が一体となっている建物に搭載する場合については、その建物等の 2 分の 1 以上の用途を占める区分により、家庭 (個人) 又は個人事業主の取り扱いを決めるものとする。

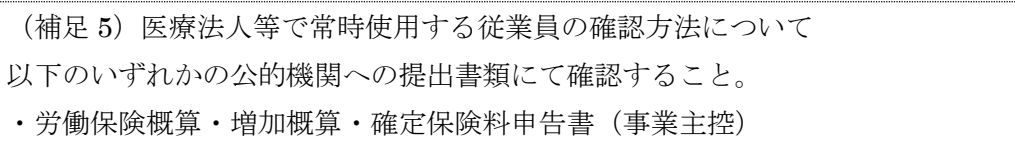
※ESCO 事業の場合は、ESCO 事業者の企業規模等に関わらず、ESCO 事業者がパフォーマンス契約を締結する相手先 (機器導入先) が補助対象となるリース先の条件を満たしていれば、機器導入先をリース先として利用が可能。なおこの場合は、ESCO 事業者と指定リース事業者による共同申請とする。

- ・政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。

※これに準ずる機関とは、特殊法人、独立行政法人、地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人、政府機関、地方公共団体、及び前記団体が出資する法人からの出資割合が単独または合計で 50%を越える法人をいう。

- ・会社法上の外国会社でないこと。

- ・反社会的勢力でないこと。



- ・労働基準法に定められた賃金台帳
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ・給与所得退職所得等の所得税徴収高計算書
- ・決算書の法人事業概況説明書

※補助金申込申請時等での確認書類の提出は不要だが、後日会計検査等にて確認を必要とする場合もあることから、指定リース事業者にて写しを保存のこと。

(5) 補助対象となる低炭素機器（交付規程第3条関連）

本事業の補助対象となる低炭素機器の要件は以下の通りとなります。

- ・環境省が「エコリース促進事業」の実施要領（以下「実施要領」という。）で定める基準を満たす低炭素機器であること（別紙1～12参照）。
なお、本事業の補助金対象機器は経済産業省のリース信用保険の対象機器の部分集合となっている。（補足6及び7）
- ・家庭（個人）については、当面の間、補助対象となる機器を「太陽光発電設備」、「風力発電装置」、「水力発電設備」、「太陽熱利用装置」、「地中熱利用装置」及び「燃料電池設備」に限定する。
- ・国による、他の機器購入に係る補助金制度との併用は不可。
※経済産業省のリース信用保険との併用は可能。
- ・平成31年3月15日までに借受証が発行される予定の機器であること。
- ・平成22年12月に実施された「元気な日本復活特別枠要望」に関する政策コンテストでの評価を踏まえ、家庭向け高効率給湯器等の低価格製品は補助対象外とする。

（補足6）型番検索サイトについて

制度利用者の便宜のため、補助対象機器の型番情報については以下のホームページの検索サイトで公開します（型番登録の準備が整った機器から順次公開します）。

ただし、補助金申込の際に、指定リース事業者は補助金申込対象機器が実施要領で定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要があります。

なお、協議会の本事業のホームページのトップページにある「対象リース機器検索」から閲覧が可能です。

- ・協議会のホームページ：<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>

●注意事項

型番情報の検索サイトは、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」という。）のホームページ内（http://www.teitanso.or.jp/lease_target_instrument）を経由して閲覧することになっていますが、GIOは経済産業省によるリース信用保険の指定法人であり、本事業とは一切関係がありません。

くれぐれも本事業のお問い合わせについて GIO へご連絡することがないようお

願います。

(補足 7) 環境省が定める基準を満たしているものの、対象型番検索サイトに型番登録がない低炭素機器の取り扱いについて

① 検索サイトに型番登録がない場合 (リース信用保険の型番未登録)

工業会経由で GIO 及び協議会による追加型番登録作業が必要です。なお、この際の型番登録の窓口は GIO となっていることから、GIO 所定の製品型番登録シートにて、GIO 経由で登録を行う必要があります (本事業の対象機器についても同時に登録が可能となります)。

※なお、低炭素投資促進法の告示にない製品群については、登録はできません。

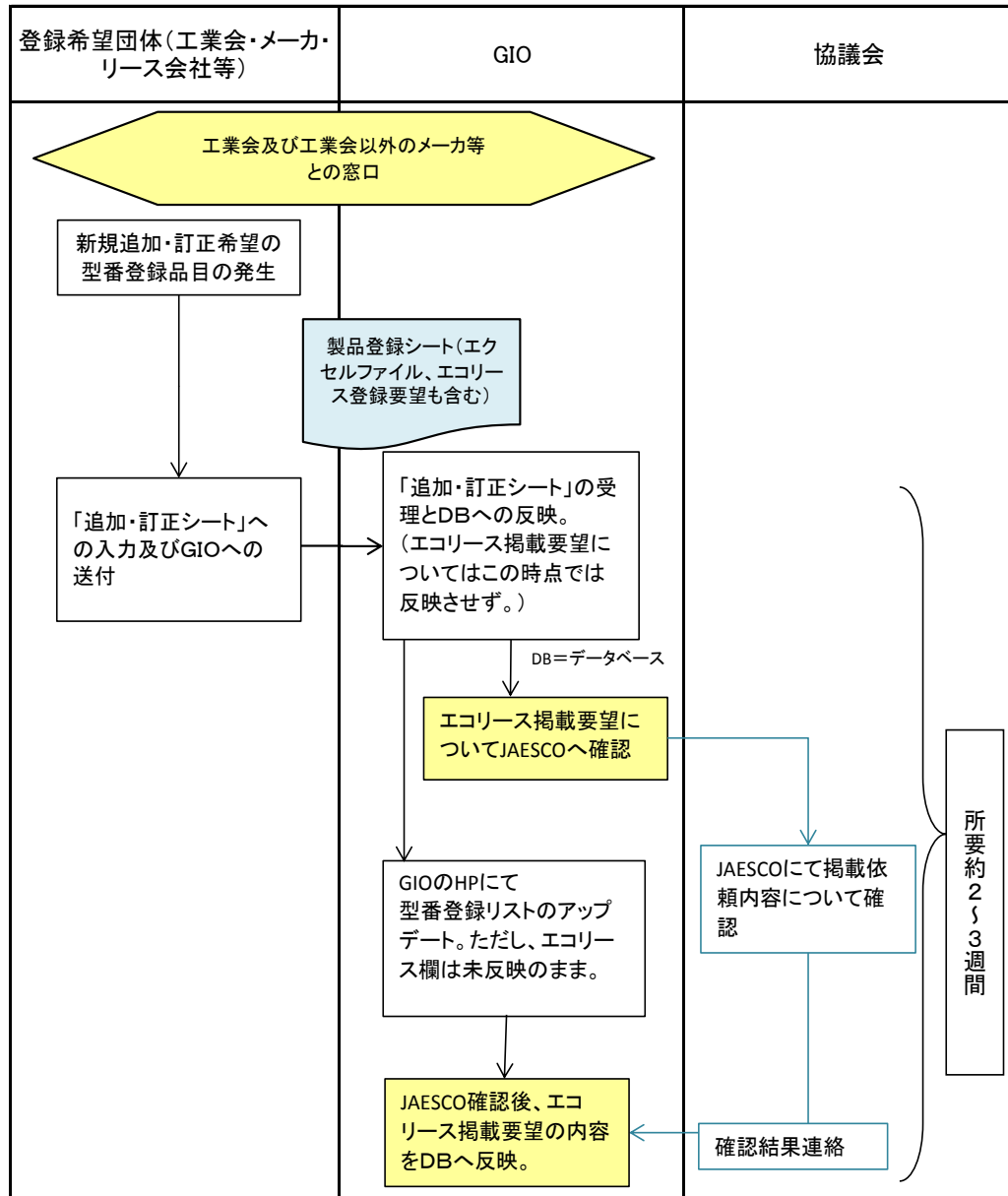
② 既に検索サイトに型番登録はあるが、「エコリース」欄の○又は△がない場合 (リース信用保険は型番登録済み)

GIO の型番登録と「エコリース」欄の掲載にタイムラグがあるため、基準を満たしているものの、まだ「エコリース」欄の○又は△がついていない場合があります。この場合、協議会にお問い合わせ下さい。

③ 特殊型番製品の場合

①と同様に、工業会経由で GIO 及び協議会による追加型番登録作業が必要となります。

一般的な新規型番登録・修正の手続きについて



※検索サイトの「エコリース欄」への掲載情報の反映は、リース信用保険の型番登録終了後2〜3週間程度後となります。

(6) 補助金交付対象者(交付規程第4条関連)

本事業の補助金交付対象者は、環境省より「平成30年度エコリース促進事業費補助金」の間接補助事業者として指定を受けたリース事業者(以下「指定リース事業者」という。)となります。

(7) 申込期間

平成30年6月13日～平成31年2月28日

(8) 交付申請期間と補助金枠

	専ら産業の用に供される 以外の低炭素機器	専ら産業の用に供される 低炭素機器
平成30年6月13日 ～平成30年9月12日	交付申請の補助金枠を5億円とする。	交付申請の補助金枠を、事業予算から5億円を差し引いた金額とする。 同補助金枠を消化した場合、交付申請の受付を中止する。
平成30年9月12日 ～平成31年3月7日	交付申請の補助金枠を、事業予算から平成30年6月13日から9月12日迄に消化した予算を差し引いた金額とする。	

(9) 補助金交付申請件数枠 1 リース先当たり交付申請件数：10件以内

(10) 予算額 19億円（平成30年度予算事業）

(11) 補助率

本事業の補助率は、前記（5）の低炭素機器のリースによる導入に必要な総リース料の5%以下（東北三県は10%）とします。

(12) 補助対象となる低炭素機器の設置完了予定日（借受証の発行日）

補助対象機器の設置は、平成31年3月15日までに完了する予定であることとします（借受証の発行される状況をいう）。

3. 補助金交付申請の手続き

(1) 申請及び問い合わせ先

一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会 エコリース促進事業部
東京都千代田区平河町 2-5-5 全国旅館会館 3階

TEL 03-5212-1606 FAX 03-5212-1607

<http://www.jaesco.or.jp/ecorelease-promotion/>

メールでのお問い合わせは、上記の本事業ホームページ内の問い合わせページのフォームを利用して行って下さい。

(2) 受付期限

	受付期限
補助金申込書類の受付期限	平成 31 年 2 月 28 日
補助金交付申請書類の受付期限	平成 31 年 3 月 7 日
補助金実績報告書類の受付期限	平成 31 年 3 月 18 日

※なお、交付申請の際に平成 31 年 3 月 15 日までに借受証の発行を予定していたリース契約について、平成 31 年 3 月 15 日までに補助対象機器の設置を完了することができないと見込まれる場合には、平成 31 年 2 月 28 日までに年度末実績報告遅延書を提出する必要があります。ただし、延長できる期限は、実績報告の締切日（平成 31 年 3 月 18 日）の前日までとします。

(3) 補助金申込の受付方法

補助金の申込みは補助金申込書の Web 上で受け付けます。

但し、交付申請書の受領分で補助金枠を設定しますので、補助金申込が必ずしも補助金枠を確保したことにはなりません。

なお、交付申請書受領分での補助金の執行状況は協議会のホームページ内で公表しております。

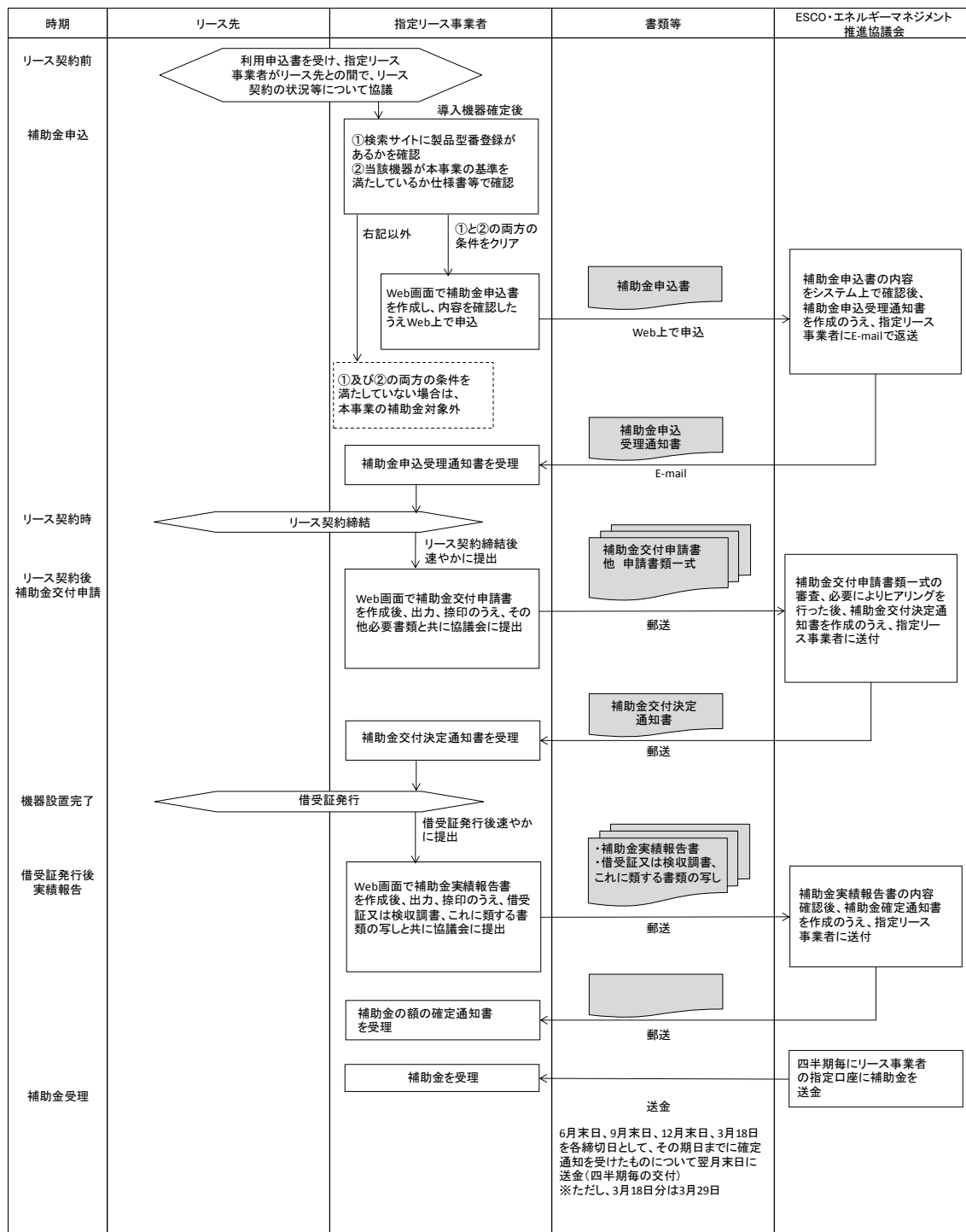
(4) 補助金の振込口座

最初の補助金交付申請を行う前までに「補助金振込先指定口座届出書」（様式第 14）で振込口座を届け出て下さい。

(5) 補助金の交付日程

実績報告書の提出日	補助金額の確定日	補助金交付日
～平成 30 年 6 月 20 日	～平成 30 年 6 月 29 日	平成 30 年 7 月 31 日
～平成 30 年 9 月 21 日	～平成 30 年 9 月 28 日	平成 30 年 10 月 31 日
～平成 30 年 12 月 20 日	～平成 30 年 12 月 31 日	平成 31 年 1 月 31 日
～平成 31 年 3 月 18 日	～平成 31 年 3 月 25 日	平成 31 年 3 月 29 日

(6) 申請手続きの流れ



< 補助金交付申請手続きの一般的な流れ >

A. 本事業開始時点での手続きについて（交付規程第 16 条関連）

指定リース事業者（以下「申請者」という。）は指定を受けた後、最初の補助金交付申請を行うまでに、補助金振込先指定口座届出書（様式第 14）を、協議会に郵送にて送付します。

[使用する印鑑について]

申請者が提出する書類（A. の「補助金振込先指定口座届出書」以下、F. の「指定リース事業者の事情変更届出書」まで）に使用する印鑑は、代表者印（登記印）に限らず、取引印でも可能とします。

やむを得ず上記以外の印鑑を利用する必要がある申請者については、事前に協議会までお問い合わせください。

B. 補助金申込申請について ～リース契約締結前～

a. 申請手続きの流れ（交付規程第 6 条関連）

①補助金の申込

申請者は、リース先とのリース契約を締結する前に補助金申込書（様式第 1）を、協議会に提出します。なお、提出方法は Web 画面上の本事業の申請システム（以下「システム」という。）で補助金申込書を作成したうえ、Web 上で申込することとします。（補足 8）

この際に必ず、申請者は補助金申込対象機器が実施要領で定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要があります。（補足 9）

また、補助金申込書のリース契約情報の「契約予定日」については、補助金申込書提出日から 60 日以内とします。

※ESCO 事業については、ESCO 事業者と指定リース事業者による共同申請とします。

（補足 8）

・本事業の申込は補助金申込書の Web 上での受信時間をもって先着順となります。

・一方、補助金交付の正式な決定は、後記 3.（6）C. の補助金交付申請手続き以降となります。

・予算内での円滑な補助金執行を行うために、補助金交付申請及び実績報告を行った後に確定する補助金額は、補助金申込申請時の補助金予定額の範囲内とします。

（例 1）補助率 3%のケース

◇補助金申込受理通知書の記載内容		◇補助金交付申請時（リース契約後）	
予定総リース料	1,000 万円	契約後リース料	900 万円
補助率	3%	補助率	3%
補助金予定額	30 万円	補助金申請額	27 万円

→補助金予定額 30 万円 > 補助金交付申請額 27 万円 → 補助金申込内容変更が必要

（例 2）補助率 3%のケース

◇補助金申込受理通知書の記載内容		◇補助金交付申請時（リース契約後）	
予定総リース料	1,000 万円	契約後リース料	1,100 万円
補助率	3%	補助率	3%
補助金予定額	30 万円	補助金申請額	33 万円

→補助金予定額 30 万円 < 補助金交付申請額 33 万円 → 補助金申込内容変更が必要

例 1、例 2 共に、必ずリース契約を締結する前に、予定総リース料の変更に伴い補助金予定額が変更する旨の補助金申込内容の変更を申請し、その内容変更

の受理通知書を受ける必要があります（以下③の手続きの通り）。

（補足 9）補助金申込対象機器について

・本事業の補助金対象機器は、必ず経済産業省のリース信用保険の対象機器となっていることから、申込み時点において GIO の機構指定番号が取得されていることが必要となります。

なお、製品完成時に型番取得がなされる特殊型番の機器については、事前に協議会まで個別にお問い合わせ下さい。

・リース先が申請者に対して、リース物件の基準の適合確認資料を添付したエコリース促進事業の申込書を提出することとし、その申込書（写）を申請者による補助金交付申請時に提出して下さい。申請者はこの資料をもって本事業の基準を満たしていることを自らの責任で確認する必要があります。

・検索サイトで公開されているエコリース促進事業の補助対象機器欄はあくまでも参考情報となります。

②補助金申込受理通知書の通知

協議会は、補助金申込書の内容をシステム上で確認し、その内容が適正であれば、申請者に補助金申込受理通知書（様式第 2）を通知します（標準は即時通知）。なお、通知方法は E-mail にて行います。（補足 10）

申請者は、同通知書を受理後にリース先とのリース契約を締結します。

※補助金申込受理通知書の発行前に締結されたリース契約は補助対象外となります。

※補助金申込受理通知書は、補助金交付を決定するものではありません。

（補足 10）補助金申込受理通知書の有効期限について

・予算内での円滑な補助金執行を行うために、補助金申込受理通知書の有効期限は、受理通知書の発行日より 60 日以内とします。

・60 日の有効期限内に、交付申請書を協議会に提出し、全ての添付書類の不具合箇所等の修正・差替えを終了させる必要があります。

・有効期限の 60 日を越えることができません。有効期限内に契約を行うことができない場合には、有効期限内に補助金申込の取下げを行う必要があります。

③ 補助金申込内容の変更申請

補助金申込書提出後、又は補助金申込受理通知書を受け取った後、申込内容に変更が生じた場合は、システム上で補助金申込内容変更を行います。補助金申込内容変更申請書（様式第 3-1）は自動的に作成されます。

④内容変更受理通知書の通知

協議会は、補助金申込内容変更申請書の内容が適正であれば、申請者に補助金申込内容変更受理通知書（様式第 3-2）を通知します。なお、通知方法は E-mail にて行います（標準は即時通知）。

申請者は、同承認書の発行日以降にリース先とのリース契約を締結します。

⑤補助金申込取り下げの報告

リース契約前に、本事業の利用を取り下げる場合は、速やかにシステム上で取り下げを行います。（補足 11）

（補足 11）

・協議会では補助金申込申請ベースでの補助金残高を、補助金執行状況の参考情報として協議会のホームページ内で公表しています。

・予算内での円滑な補助金執行を行うために、本事業の利用を取り下げる場合は、速やかに補助金申込取り下げの報告を行うようにしてください。

b. 補助金申込申請に係る提出書類

①補助金の申込

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 1-①	補助金申込書（家庭用）	○	
2	交付規程様式第 1-②	補助金申込書（事業者用）		○

※事業者には個人事業主を含む（以下同じ）。

③補助金申込内容の変更申請

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 3-1	補助金申込内容変更申請書（共通）	○	○

⑤補助金申込取り下げの報告

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 4	補助金申込取り下げ書（共通）	○	○

C. 補助金交付申請について ～リース契約締結後～

a. 申請手続きの流れ（交付規程第 7～14 条関連）

①補助金の交付申請

申請者は、リース先とのリース契約後速やかにシステムで作成した補助金交付申請書（様式第 5）と必要な添付書類を、協議会に郵送にて送付します。

②補助金交付の決定

協議会は、補助金交付申請書他申請書類一式を審査し適正であれば、申請者に補助金交付決定通知書（様式第 6）を送付します。

③補助金交付決定内容の変更申請

補助金交付決定通知書を受け取った後、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の交付を受けるまでに交付決定を受けた内容を変更する場合（交付決定を受けたリース契約の一部を中止し又は廃止しようとするときを含む）は、補助金交付決定内容変更申請書（様式第 9-1）を協議会に提出します。この様な場合には、まず協議会あてにお問い合わせ下さい。

④交付決定内容の変更承認の通知

協議会は、補助金交付決定内容変更申請書の内容を審査し適正であれば、申請者に補助金交付決定内容変更承認書（様式第 9-2）を通知します。

⑤補助金交付申請の取り下げの申し出

補助金の交付決定通知書を受け取った後、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付申請を取り下げる場合は、補助金交付申請取下げ書（様式第 8）を協議会に提出します。この様な場合は、まず協議会あてにお問い合わせ下さい。

⑥補助対象機器設置完了後の実績報告

申請者は、交付決定の通知を受けたリース契約に係る補助対象機器の設置が完了した時は、完了の日から起算して 30 日後の日又は平成 31 年 3 月 18 日のいずれか早い日までに、システムで作成した補助金実績報告書（様式第 11）とともに借受証又は検収調書又はこれに類する書類の写しを、協議会に郵送にて送付します。

※なお、交付申請の際に平成 31 年 3 月 12 日までに補助対象機器の設置完了を予定していたリース契約のうち、当該期日までに補助対象機器の設置を完了することができないと見込まれる場合には、平成 31 年 2 月 28 日までに年度末実績報告遅延書（様式第 12）を、協議会に郵送にて送付します。ただし、延長できる期限は、

実績報告の締切日（平成 31 年 3 月 18 日）の前日までとします。

⑦補助金額の確定

協議会は、補助金実績報告書他申請書類一式を審査し適正であれば、申請者に補助金の額の確定通知書（様式第 13）を送付します。（補足 12）

⑧補助金の交付

協議会は、補助金の交付決定及び補助金額の確定した先について、3.（5）の交付日程に従い申請者が事前に届け出た振込先指定口座に補助金を交付します。

なお、一リース契約に係る補助金は一括で交付されます。

（補足 12）複数の補助対象機器が一リース契約に含まれている際の補助金額の確定時期について

- ・全ての補助対象機器の設置完了後に実績報告を受けた後、補助金の額の確定通知書を送付します。一リース契約につき補助金の額の確定通知書の発行は1回のみとなります（分割検収については、最終回の検収終了後、実績報告書を提出することになります）。
- ・そのため、一部機器の設置完了に伴う補助金の一部確定及び交付は行いません。

b. 補助金交付申請に係る提出書類及び添付書類

①補助金の交付申請

【提出書類一式】

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	—	補助金交付申請書・添付書類チェックシート（共通）	○	○
2	交付規程様式第 5-①	補助金交付申請書（家庭用）	○	
3	交付規程様式第 5-②	補助金交付申請書（事業者用）		○

【添付書類一式】

	提出書類名	リース先	
		家庭	事業者
1	リース契約書の写し	○	○
2	特約又は覚書等の写し（※1）	○	○
3	対象機器の見積書、注文請書、売買契約書等、いずれか1つの写し（※2）	○	○

4	エコリース促進事業利用申込書の写し	○	○
5	導入機器の基準適合チェックシートの写し	○	○
6	導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写し (チェックシート別添)	○	○
7	(補助対象機器が複数台あり、かつ補助金申込書、交付申請書の 対象機器欄に複数行入力する場合) 機器別取得価格、リース総額の計算根拠資料の写し	○	○
8	(補助金対象外費用を含むリース契約の場合) 補助金対象外費用の計算書及び計算根拠資料の写し (※3)	○	○
9	(自主残価の設定を行う場合) その金額と算出根拠となる資料の写し	○	○
10	(「東北三県」のいずれかに本店所在地を有する法人をリース先 としたリース契約の場合) 商業登記簿謄本の写し ※ただし、東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するための リース契約の場合は提出の必要はありません。		○
11	(「東北三県」のいずれかに住民票に記載された住所を有する個人 (個人事業主を含む)をリース先としたリース契約の場合) 住民票又は印鑑証明書のいずれか一の写し ※ただし、東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するための リース契約の場合は提出の必要はありません。	○	○
12	(ESCO 事業の場合) パフォーマンス契約関連資料の写し		○

※1 特約書又は覚書等は、補助金予定額の全額（補助金がない際の総リース料の5%以下（東北三県は10%）がリース先のリース料低減につながっている旨の内容が記載されているものであり、リース契約書での特約追記方式、別冊方式のいずれも可。

※2 対象機器の見積書（写し可）の名義については、①申請者宛て、②リース先宛てのいずれかでも構わないが、申請者宛ての場合には、導入先としてリース先向けであることの記載が必要。

なお、必ず補助金交付申請書のリース対象機器情報欄に記載されている対象機器であることが分かる書類であること。

※3 補助金対象外費用とは、エコリース対象外の機器及びその付属品、メンテナンス費用、既存物件の撤去費、リース物件のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額等をいう。

③補助金交付決定内容の変更申請

【提出書類一式】

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 9-1	補助金交付決定内容変更申請書 (共通)	○	○

⑤補助金交付申請の取り下げの申し出

【提出書類一式】

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 8	補助金交付申請取下げ書 (共通)	○	○

⑥補助対象機器設置完了後の実績報告

【提出書類一式】

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 11	補助金実績報告書 (共通)	○	○

【添付書類一式】

	提出書類名	リース先	
		家庭	事業者
1	借受証又は検収調書又はこれに類する書類の写し	○	○

※ 交付申請の際に平成 31 年 3 月 15 日までに補助対象機器の設置完了を予定していたリース契約のうち、当該期日までに補助対象機器の設置を完了することができないと見込まれる場合のみ以下の書類を提出する必要があります。

ただし、実績報告の締切日（平成 31 年 3 月 18 日）の前日までに設置を完了することができない場合には、補助金を受けることはできません。

【提出書類一式】

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 12	年度末実績報告遅延書 (共通)	○	○

D. 補助金交付後のリース契約に係る報告事項について ～リース契約期間中～

a. リース契約に係る報告事項が発生した際の手続きの流れ（交付規程第18条関連）

①リース契約に係る報告

申請者は、以下の事由が発生した場合は、速やかにリース契約変更届（様式第 17）を、協議会に郵送にて送付します。様式第 17 は、協議会のホームページからダウンロード可。

- イ. 交付決定を受けたリース契約が、2.（3）の補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合
 - ロ. 申請者とリース先との間で合意によりリース契約を解約した場合
 - ハ. リース契約の期限の利益を喪失した場合
- なお、この際のリース契約の期限の利益の喪失要件は、交付決定を受けたリース契約書で規定されている期限の利益の喪失要件とする。

②リース契約に係る報告（上記①以外のリース契約の内容変更の場合）

申請者は、上記①以外のリース契約の内容変更（合併及び法人成り等組織変動、リース先の社名・住所・物件設置場所変更等）が生じた場合には、速やかにリース契約変更届（様式第 17）を、協議会に郵送にて送付します。様式第 17 は、協議会のホームページからダウンロード可。

b. リース契約に係る報告に係る提出書類

①リース契約に係る報告

【提出書類一式】

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 17	リース契約変更届（共通）	○	○

【添付書類一式】

	提出書類名	リース先	
		家庭	事業者
1	（イの場合）変更契約書の写し、その他変更内容の分かる資料	○	○
2	（ロの場合）完済計算書の写し等の精算金及び解約日の分かる資料	○	○
3	（ハの場合）期限の利益の喪失事由（喪失日を含む）の分かる資料	○	○

②リース契約に係る報告（上記①以外のリース契約の内容変更の場合）

【提出書類一式】

	様式	提出書類名	リース先	
			家庭	事業者
1	交付規程様式第 17	リース契約変更届（共通）	○	○

【添付書類一式】

	提出書類名	リース先	
		家庭	事業者
1	変更契約書の写し、その他変更内容の分かる資料	○	○

（注意事項）東北三県又は熊本県における補助率の引上げを適用した契約に係る報告事由について

東北三県又は熊本県における低炭素機器に係るリース契約の場合には、次の事象が生じた場合に申請者は協議会まで報告する必要があります。

以下の契約のいずれにも該当しなくなった場合、申請者は速やかに協議会までリース契約変更届（様式第17）を郵送にて送付すること。

- ① 東北三県のいずれかに本店所在地を有する法人又は住民票に記載された住所を有する個人（個人事業主を含む）をリース先として締結されるリース契約
- ② 東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するためのリース契約

※変更となった理由・原因及び時期の確認できる資料を添付すること。

E. 補助金の返還事由について ～補助金交付決定以降、リース契約期間中～

補助金の目的外利用やリース契約の途中解約が発生した場合には、交付された補助金の全額又は一部の返還義務が指定リース事業者に生じます。

なお、補助金返還義務はリース契約が終了するまで継続します。

a. 補助金の返還事由に係る手続きの流れ（交付規程第 17 条関連）

①補助金の交付決定の全部又は一部の取消が発生する事由

協議会は、以下のいずれかの事由に該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができます。

- イ. 申請者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく協議会の処分又は指示に違反した場合
- ロ. 申請者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- ハ. 申請者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合
- ニ. 交付決定を受けたリース契約が、2.（3）の補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合（申請者とリース先との間での合意解約、期限の利益の喪失等により対象機器が引き揚げられ地球温暖化対策として以降利用されなくなった場合を含む）
- ホ. その他、交付の決定後に生じた事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

②補助金交付決定取消の通知

協議会は、補助金の交付決定の全部又は一部の取消をした場合は、速やかに申請者に補助金交付決定取消通知書（様式第 15）を通知します。

③補助金返還額の支払い

協議会は、②の取消をした場合において、当該取消にかかる部分について既に補助金が交付されている時は、当該補助金の交付決定の全部又は一部の返還命令を、申請者に補助金返還命令書（様式第 16）をもって通知します。

申請者は、補助金返還命令書を受領した後、返済期限（当該命令日より 20 日以内）までに当該命令書に記載されている振込先指定口座に補助金の返還を行う必要があります。（補足 13）

※申請者とリース先との間での合意解約等、事前に補助金返還額を確認する必要がある場合は、協議会まで個別にお問い合わせ下さい。

(補足 13) 加算金と延滞金について

- 補助金の返還に際し、上記①の事由のうちニ及びホの場合を除いては、補助金の受領日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年利 10.95%の割合で計算した加算金も合わせて納付する必要があります。
- 補助金の返還に際し、返済期限（当該命令日より 20 日以内）に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を納付する必要があります。

F. 指定リース事業者の事情の変更について

指定リース事業者において、合併、解散等の組織の変動、又は会社運営における重要な事象の発生があった時には、速やかに指定リース事業者の事情変更届出書（環境省所定様式）を環境省に提出する必要があります。

なお、本件については、平成 30 年度指定を受けていないが、平成 28 年度以前に指定を受けていたリース事業者で、かつ平成 29 年度以前にエコリース促進事業の補助金を受領している事業者も同様に、事情変更があった場合には、速やかに指定リース事業者の事情変更届出書を環境省に提出する必要があります。

※指定リース事業者の事情変更届出書は、環境省が発行した指定リース事業者の決定通知書の別紙として添付されています。

G. 申請書類等の保存義務について

交付決定を受けたリース契約に係るリース契約関係書類（リース契約書、特約又は覚書等、及び借受証、検収調書又はこれに類する書類等）については、リース期間が満了するまで保存する必要があります。

4. その他

よくある質問事項について別添の Q&A を参照のこと。